

ウエルシア・コミュニケーションセンターいちほら
利用規定

1 設置目的

市とウエルシア薬局株式会社（以下、ウエルシア薬局）は、公民連携の取組みとして、市民活動団体の活動や連携を促進し、多様な主体によるまちづくりと新たな価値を創造するため、ウエルシア市原国分寺台店 2 階の遊休スペースを、誰もが気軽に立ち寄れる場、学びの場、健康維持・増進の場、及び世代間交流の場等となる市民活動拠点として、ウエルシア・コミュニケーションセンターいちほら（以下「センター」という。）を設置する。

2 施設

センターに別表に掲げる施設を置く。

3 利用者

- (1) 市原市に住所若しくは勤務先を有する者、または市内に存する学校に在学する者
- (2) 地域住民向けに公益的な活動を実施する団体及び参加者

4 利用時間等

火曜日から日曜日の午前 9 時から午後 6 時

5 休館日

月曜日、12月29日から1月3日までとする。

6 利用の許可

- (1) 多目的室、会議室、及びラウンジを占有して利用しようとする者は、所定の利用申請を行い、許可を受けて利用する。
- (2) ラウンジの利用については、貸切利用がない場合は、原則自由に利用できる。

7 利用の不許可

センターの施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為
- (2) 他の利用者に危害を及ぼし、又は他の利用者の迷惑となる行為
- (3) センターの施設又は附属施設を損傷し、又は汚損する行為
- (4) 専ら営利を目的とする行為
ただし、センターの理念に合致する活動については、その限りとしなない。
- (5) 許可のない広告物の掲示若しくは配布、看板若しくは立て札の設置又はこれらに類する行為
- (6) 度重なる無断キャンセル等他の利用者の利用機会を妨げる行為
- (7) 事務局が掲示をもって禁じた行為や、センターの設置目的に反する利用をしようとする行為

8 利用許可の取消し等

前項の(1)から(7)にいずれかに該当するときは、その利用を制限し、又はその利用の

許可を取り消すことができる。

9 利用料

利用時間	料金
多目的室 1	200円/1時間
多目的室 2	200円/1時間
会議室	200円/1時間
ラウンジ	無料

10 利用料の納付時期

利用者は、利用の許可を受けたときは、当日の利用開始前までに利用料を納付しなければならない。

11 利用料の不還付

すでに納入された利用料は、還付しない。

12 原状回復義務

許可利用者は、センターの施設の利用を終了したとき、直ちに利用した施設を原状に回復しなければならない。

13 損害賠償

利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

14 運営について

センターの管理及び運営は、ウエルシア薬局と市原市が連携して、センター内に事務局を置く。

令和3年10月制定
令和5年4月改訂

ウエルシア・コミュニケーションセンター いちはら 概要

- 施設名称 : ウエルシア・コミュニケーションセンターいちほら
- 所在地 : 市原市南国分寺台 4-1-1 (ウエルシア市原国分寺台店 2 階)
- オープン日 : 令和 3 年 10 月 1 日 (金)
- 開館日 : 火～日曜日 (月曜日、12/29～1/3 休館)
- 開館時間 : 9 時～18 時
- 利用区分

貸出施設	使用可能備品等
多目的室 1・2 各室 最大 60 名 一般利用 200 円/1 時間 ※コロナ下は各室最大 30 名までの利用とする。 ※パーティションを外し 2 室一体的に利用可能。	長机 20 台、椅子 60 脚 ホワイトボード・マイク 無料 Wi-Fi
会議室 一般利用 200 円/1 時間	机 2 台、椅子 12 脚 無料 Wi-Fi
ラウンジ 無料 ※原則開館時間内は、誰でも利用可能。ただし、貸切利用が入った場合は利用不可	テーブル 6 台、椅子 24 脚 無料 Wi-Fi

■施設イメージ

